

平成25年11月定例会 県土整備委員会（事前）

平成25年11月26日（火）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

寺井委員長

それではこれより、県土整備部関係の調査を行います。（15時23分）

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第三号）
- 議案第10号 徳島県土地利用審査会条例の一部改正について
- 議案第11号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 一般国道195号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約について
- 報告第1号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 都市計画法施行条例の一部改正とこれに伴うパブリックコメントの実施について（資料②）
- 飯尾川の河川改修について（資料③）

中内県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

今回、提出を予定しております案件は、平成25年度一般会計補正予算並びにその他の議案等といたしまして、条例案、請負契約及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目計の欄を横に御覧ください。左から3列目補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部全体で150万円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが、549億3,435万1,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。次に、2ページをお開きください。

特別会計でございますが、今回、特別会計の補正はございません。

続く3ページは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

このたびの補正予算につきましては、住宅課のみの補正でございまして、来年4月の消費税率引上げを見据え、木造住宅の耐震リフォームを一層促進するため、耐震リフォーム相談員による訪問相談やセミナーを拡充する経費として、150万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

その他の議案等でございます。まず、（1）条例案でございます。

今回は、条例改正を、2件、提出させていただいております。

まず、ア、徳島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、国土利用計画法の一部が改正されたことに伴い、土地利用審査会の委員の定数を条例で定めるものでございます。

次に、イ、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者のうち、一定の要件を満たすものについて、県営住宅の入居者資格を緩和するものでございます。

5ページを御覧ください。

（2）請負契約でございます。ア、一般国道195号道路改築工事出合大橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、資料記載の共同企業体が落札いたしております。

6ページをお開きください。

専決処分の報告についてでございます。

まず、ア、訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては、いずれも、県営住宅の家屋明け渡し及び損害金の支払いの請求に係る訴えの提起に関するもので、計2件の専決処分を行ったものでございます。

次の7ページは、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告についてでございます。

那賀町地内の国道195号などで発生しました道路事故4件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

第1点目は、都市計画法施行条例の一部改正とこれに伴うパブリックコメントの実施についてでございます。

お手元の資料その1を御覧ください。

1、条例改正の理由でございます。南海トラフ巨大地震等を迎え撃ち、防災・減災に係る移転を更に促進させるため、開発審査会付議基準の一部を条例に移行し、許可手続の大幅な簡素化と迅速化を図ります。

また、移転に伴う経済活性化の効果をより一層高めるため、更なる規制緩和を盛り込みます。

2, 条例改正の概要でございます。

次ページの表を御覧ください、開発審査会付議基準から条例へ移行を予定している項目の一覧です。一番左の番号は、全部で33項目ある付議基準の項目番号で、移行の対象は、2, 3号の農家世帯等の分家, 5号の収用対象事業, 13号の大規模既存集落内における住宅, 23号の飛び地の条例宅地及び27号の指定道路に面する物品販売店舗, 並びに先に規制緩和として改正・追加を行った28, 29号の特定活断層調査区域からの移転及び33号の用途変更など, 防災・減災にかかるものや定型的でかつ実績のあるもの計9項目, 件数にして全体の約6割につきまして条例の移行を予定してございます。

また, 27号については, 条例化に併せて, 日用品に限定していた販売品目の制限や道路から60メートルといった要件を削除します。

1枚目のページにお戻り願います。

1, 今後のスケジュールでございます。今県議会で御論議いただいた後, パブリックコメントを11月29日から30日間実施し, 県民の皆様, 関係団体の声をお聞きします。その間, 関係市町への意見照会を行い, 条例案を作成し, 2月定例会では, 条例案の御審議をお願いしたいと考えております。

今後とも時代のニーズに則した都市計画の見直しを適宜行いながら, 防災・減災と地域経済の活性化に資するまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。

第2点目は, 飯尾川の河川改修についてでございます。

資料その2でございます。

飯尾川は県内最大の内水河川であり, これまでに幾度となく浸水被害が発生していることから重点的に整備を進めているところであります。このたび, 関係者の御理解, 御協力を得て, 本年1月に着工しておりました加減堰右岸側の撤去工事が竣工いたしました。去る11月23日には, 地元住民の皆様にも御出席をいただき, 完了式を執り行うとともに, 加減堰に使用されていた青石を用いた記念碑の除幕式も合わせて行いました。この撤去工事により, 飯尾川の加減堰上流域の浸水被害の軽減が図られるものと考えております。引き続き, 飯尾川流域の浸水被害の軽減に向け, 関係機関と連携を図りながら, 取り組んでまいります。

以上でございます。

御審議のほど, よろしく申し上げます。

寺井委員長

以上で, 説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは, 事前委員会ですので, ポイントだけお伺いします。

今年度は, 2月の補正予算をあわせて14か月予算ということで, 県土整備部においても

取り組まれたのですけれども、大体、前年と比べて150パーセント近い予算がつけられていたように記憶しております。その予算の現在の執行状況を教えてください。

#### 安原県土整備政策課長

14か月予算に係る執行状況についてでございます。平成25年度当初予算と2月補正をあわせました14か月予算につきましては、過去最大の伸び、県土整備部につきましては、146パーセントの伸びでございますが、公共事業予算を確保いたしまして、南海トラフの巨大地震をはじめとする自然災害等から県民の命とくらしを守る安全・安心対策の推進、さらには、高度経済成長時代に整備され、一斉に高齢期を迎えます道路や河川などの公共施設の老朽化対策につきましては、重点的に取り組んでいるところでございます。県土整備部関係の10月末現在におけます14か月予算及び繰越予算に係る国直轄事業負担金等を除いた進捗状況につきましては、進捗率は約58パーセント、契約額につきましては、昨年度に比べまして約64億円増となる1.31倍となっております。以上でございます。

#### 岸本委員

順調という理解でよろしいのかなと思います。今、東日本大震災の復興需要であったり、資材のことであったり、新聞紙上で全国の状況はこうですというのが出ておるようですが、県内の公共事業についての執行は、概ね順調という理解をさせていただきます。

そんな中で、2点ほど話題になっております。1つは、建築工事について、消費税導入前で資材が足りていないという声をよく聞いたり、景気浮揚に伴って住宅着工数も増えているということも伺っています。そういったことで資材が高くなったりしていますけれども、県土整備部関係の建築工事の進捗が、そういった理由で遅れているというようなことがないのかどうか、その辺を1点お尋ねします。

#### 藤林営繕課長

現在、営繕課で発注しております建築工事では、一部仮設材の入手が困難という情報を得ておりますけれども、請負業者とも十分協議しながら、対応を進めておる状況でございます。現在のところ、工事の進捗に影響は出ておりません。

年度末に向けまして、民間工事の発注状況など、状況の変化も考えられると思っておりますので、今後とも、建築資材の動向を注視しながら、工事の進捗に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 岸本委員

それではもう一点、今度は人手不足によって入札不調というのですか、これが発生しているという報道もありますけれども、現在、ここまでは順調でしたけれども、今後の状況、それから、これから先に入札不調に至らなくても、業者数が減るだとか、そういったことが想定されていないのか。それから、現状がそうであるなら、どういう対策をしていくのかということについて、お尋ねしたいと思います。

## 戸根建設管理課長

入札不調についてのお尋ねでございますけれども、県土整備部におきましては、14か月予算の円滑な執行という観点からこれまでも議会で議決をいただきました設計労務単価の大幅な引上げということ、それから市場価格を反映いたしました建設資材単価の臨時改定、また、技術者等の配置要件の緩和をはじめ、入札手続きの簡素化、また更には、去る7月に実施をいたしました最低制限価格の引上げなど、建設企業が受注をしやすい環境づくりということに努めてきたところでございます。

県土整備部発注工事の入札不調の現状ということでございますけれども、下半期に入りまして、発注量が増加、また、工事の本格化に伴いまして、やや増加傾向にございます。10月末時点では、51件の工事で入札不調が発生しておりまして、これらの不調となった工事の主な原因といたしましては、一部の専門性の高い補修工事、また、小規模で施工性の悪い工事などが企業から敬遠されたものではないかと考えているところでございます。これらの不調となった工事につきましては、すでに再発注等によりまして、51件のうち28件の工事で契約に至っておりまして、残る工事につきましても既に再公告を行っているものもございますし、発注ロットの見直し、発注時期の調整等によりまして、入札の手続きを進めていきたいと考えております。こうしたことから、現時点では、事業進捗に大きな支障が出ているというような状況ではないと考えておりまして、引き続き、今後の入札不調の状況等を注視いたしながら、時機を失することなく適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

## 岸本委員

ぜひ支障がないように、頑張ってくださいと思います。事前委員会ですので、状況だけお聞きしました。以上です。

## 児島委員

事前委員会ですので。

私も予定はしておらなかったわけではありますが、今朝の新聞を見て、関係者から、いろいろ問い合わせがございましたので、この点だけお聞きいたしておきたいと思っております。

これも皆さん方も、すでに見られておられると思うのですが、昨日、桑野川の増水で、作業をされておった2人が、中州で孤立をしたということで。本当に死に至らなかったのが、何よりであったわけでありまして。その中で、報道されておりますように、上流に7か所自動制御の堰があり、昨日の場合は、水位が急激に上昇した関係で、午後1時ごろ、この5か所を開いて、こういう状況が出てきたわけでありまして。報道されておりますように、堰の上がり原因があったのかどうかというのが1点と、管理を県がしているのかどうかというのがあるのですが、その点と、それからやはり、こういった死に至るような急激な増水というのは、これからもいつあるかわからないわけでありまして、これに向けて、県としては、今後の対応をどういう形でやっていくのか、その2点だけお聞きをしておきた

いと思います。

森河川振興課長

ただいま委員から、昨日、発生いたしました、桑野川増水に伴う作業員の避難、救助についての御質問でございます。

まず、昨日、発生いたしました事案でございますけれども、昨日までに桑野川におきまして、繁茂いたしておりました樹木の伐採及び河川の整正を業者へ委託してございまして、それを前日まで樹木を伐採しておりました。それを25日、昨日の早朝から大雨洪水注意報が発令されていたという状況ではございますけれども、朝から降雨が少なかったという状況のもとで、伐採していた樹木の流出を防止するために撤去の作業を行っていたものでございます。その後、ちょうどお昼12時ごろから時間10ミリ、あるいは13時になりますと時間30ミリと突然強い降雨があったこと、また、委員から話がございましたけれども、桑野川の上流に設置してございます農業用水を取水するための通称ファブリ堰というゴム堰がございまして、これが増水に伴って倒伏したと。そういった理由から現場の水位が急に上昇いたしまして、午後2時ごろに川の中に作業員が取り残されて救助を願ったというところでございます。皆様には大変御心配をおかけしましたことに、ここでお詫び申し上げます。

御質問の点でございます。まず、このファブリ堰、この倒伏した堰が、だれの持ち物で、それが今回の事象の原因かどうかということでございますけれども、この上流にございますファブリ堰、ゴム堰につきましては、順に7基ございまして、これは管理者がそれぞれ違いますけれども、地元の土地改良区が管理されている農業用水を取水するための堰でございます。

先ほど私が申しましたように、堰の倒伏によりまして、下流への水量が増加したということではございますけれども、直接それが原因かどうかということにつきましては、もう少し調査を進めてまいりたいと考えてございます。

もう一点御質問ございました。今後の県としての対応というところでございます。まず、今回、作業中にこういう事象が発生したということでございますので、今後といたしましては、例えば、大雨注意報等が発令された場合には、直ちに河川内での作業を中止するといったことを請負業者に指導を徹底してまいりたいと考えてございます。

また、今回の事象、先ほどから出ておりますファブリ堰が倒伏したということでございます。今後は、このファブリ堰がどういう作動をしていたのかということ、また、水位あるいは雨量の状況を再度調査させていただきまして、必要な対応を検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

児島委員

ありがとうございます。非常に適切なお答えを頂いたわけでありますが、やはり、緊急時のことでございますので、そういった緊急時に堰が開いたり、そういった対応をとる時には、広報的なもので放送するとか、これからは、そういった危機の時のいろんな対応というのも十分協議をしていただいで、お願いをできたらと思います。こういった堰は、桑

野川だけでなく、県内各所にいろいろありますので、今の現状のように、いつ大雨が降るか分からないような気象状況でございますので、この点を十分気をつけていただいて、今、お答えを頂いたような形で十分調査して、県としてできる対応を早急に図っていただきたいと要望しておきたいと思っております。

岩丸委員

私のほうからは、まず中内部長から御報告を頂きましたけれども、先日23日に飯ノ川の加減堰右岸撤去工事の完了式がございました。これは、県当局の御尽力に、心より感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、まだまだ飯ノ川の改修工事は残ってございます。私自身も多少そういったことで、いろいろ経験もあるのですが、治水関係、これは工事もそうですけれども、本当に難しいなど。また、利水等々の関係者のこと、また、土地所有者も含めて、いろいろ課題、難題があらうかと思っておりますけれども、そういった関係者のお声を十分把握していただいて、そして、1日も早い完成に向けて、今後とも御努力をよろしくお願い申し上げます。これは、要望ということで。

それと、あと1点、ちょっと教えていただきたいのが、これも資料の中にもございますが、請負契約で出合大橋上部工について。18億6,800万円と、大きいなという私自身のイメージなんですけれども、これについて、工事概要を少し御説明いただけたらと思っております。

神野道路整備課長

御質問の出合大橋の工事概要でございます。出合大橋につきましては、一般国道195号の那賀町の出合という所から大戸の区間におけます、非常に道の狭い区間がございます。その区間を迂回いたしまして、安全で円滑な交通を確保することを目的といたしまして、出合大戸バイパスの工区の道路改築事業を行っておるわけなのですが、そのうち、那賀川を渡河する長安口ダムの湛水区間にあるのですけれども、那賀川を渡河する橋梁でございます。今回の橋梁案件につきましては、この那賀川を渡河する出合大橋の上部工橋梁を施工するものでございまして、構造形式といたしましては、ニールセンローゼ桁橋といえますアーチ橋の一種なのですけれども、全部で主構造の重量が1,500トン余りございます。橋の長さが180メートル、幅員が車道で3メートルの幅員が2車線で、路肩等含めまして、全幅9.2メートルということでございます。工期につきましては、県議会に議決を頂いた日の翌日から平成29年3月25日までを予定しておるというところでございます。以上でございます。

岩丸委員

ちなみに、18億6,840万円で契約ということなのですけれども、設計金額に対して、これは幾らになるのですか。

神野道路整備課長

落札額につきましては、設計金額が25億9,437万6,500円ございますので、72.02パーセントということになります。

岩丸委員

72パーセント。分かりました。

この、一般競争入札の参加業者JV数というのは、何社あったのですか。

神野道路整備課長

JVの参加数につきましては、4社でございます。以上です。

岩丸委員

そうしたら、総合評価方式等々で、最終、この業者決定に至ったのだらうとは思いますが、すけれども、毎年、いろいろと微妙に変わったりしている中で、これに至った経緯というか、ここがやっぱり一番最低の金額を入れたところなんじゃないかな。72パーセントと言ったら。最低制限価格とか、そこら辺を御説明いただけますか。

神野道路整備課長

少し、長くなりますけれども、入札の概要について、御説明いたします。

今回の入札につきましては、まず、代表構成員といたしまして、道路橋の新設工事で、今回の施工方法と同じ、ケーブルレクシヨンの斜吊りという工法なのですけれども、それで架設したアーチ橋の上部工の施工実績を持つ方を親とすると、それと、それ以外の構成員といたしましては、新設で鋼重が100トン以上の道路橋の上部工事の施工実績を有するものということ、その組み合わせで結成する共同企業体による施工といたしました。

さらに、総合評価ということでございまして、総合的なコスト縮減に関する技術提案でございまして、品質施工の確認方法、管理方法についての施工計画、さらに、施工上、配慮すべき事項として、施工時の安全確保についての施工計画、それから、企業の施工能力といたしまして、同種工事の施工実績でございまして、ISO等の取得状況、さらには、配置予定技術者の施工能力として、同種工事の施工経験、また、地域貢献度とか地域精通度ということで、これらにつきまして、先ほどの4社のJV共同企業体を総合的に評価したところ、評価値の最も高かった、こちらに表記の川田工業株式会社、株式会社アルス製作所、大久保産業株式会社のJVを落札者として決定したところでございます。

それで、入札の価格はどうかということなのですけれども、先ほど申しましたように、総合的に評価するということでございまして、必ずしも、一番低い者が落札するとは限りません。今回の場合につきましては、もちろん、総合評価で一番点数が良かったということなのですけれども、価格だけを見ると、2番だったと思います。以上でございます。

岩丸委員

分かりました。私もいろいろ勉強させていただこうと思っております。今日はそういっ



たことで概略だけをお聞きしたわけなのですから。これは、相当工期が長いということで、前回の時もいろいろ話題になっておりました。これは、たちまち8パーセントでいくのですかね。それで、途中で10パーセントに変わったら、また10パーセントに変わるといいう可能性もある工期ですよ。平成29年の3月までなんて言ったら。そういったことで、なかなかややこしいのかなと思いますけれども。今日は概略をお聞きいたしました。終わります。

#### 達田委員

条例案のイのところ、県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで出ておりますけれども、これは具体的に、どのように良くなっているのか。DV被害者の方が県営住宅に入りやすくなるとお聞きしたのですが、どのように良くなっているのかということをお聞きいただけたらと思います。

#### 松井住宅課長

このたびの県営住宅の条例改正についてでございます。このたび、配偶者暴力防止法が改正されまして、従前は、婚姻関係の配偶者から暴力を受けて、その被害者に対して保護をする法律でございましたけれども、今回の法律の改正によりまして、生活を一緒にしている関係、交際する関係の相手であっても、相手から暴力を受けた場合は、このDV法の対象にするという改正がなされたものです。県営住宅につきましては、入居者の資格としまして、親族と共に入居ということが要件となっておりますけれども、単身でも入居できるという規定でございます。高齢者でありますとか、障害者でありますとか、単身でも入居することが可能となっておりますけれども、このDV被害者につきましても、単身でも入居が可能となっております。今回、この法律の改正によりまして、保護の対象者が拡大されましたことから、県営住宅の入居者につきましても、同等に考えさせていただいているというところでございます。

#### 達田委員

今まで母子家庭であるとか、高齢者の方であるとか、入れて欲しいという時に、希望しても、なかなか入れない方もおいでというお話も伺ったのですけれども、この場合は、優先入居の枠というのがあって、くじを引かなくても入れるということなのではないでしょうか。

#### 松井住宅課長

先ほど申し上げました単身で入居する場合につきましては、通常の抽選での選考法となります。優先入居につきましては、母子世帯の枠の中において、DV被害者で子供と一緒に保護をされたという場合は、優先入居の枠の中で入居することが可能となります。

#### 達田委員

それほどたくさんこういう被害者があつたら困るのですけれども、入れてあげなければ

というような方がいた場合に、ちゃんと入れてあげられるだけの空きというのが、いつも用意できている状況なのでしょうか。

松井住宅課長

県営住宅につきましては、年4回、定期的な募集を行っておりまして、その中で空き家の確保を行っていくこととなります。したがって、DV被害者の方の応募があった場合につきましては、県の募集の中で、できるようにしてまいりたいと思っております。

達田委員

DV被害者ということがきちんと確認できるのか、そういう具体的な方法について、「私はDV被害者です。」と言うだけで、いけるのかどうか。だれか第三者がきちんと証明をしておく必要があるのか、その点を伺っておきたいと思えます。

松井住宅課長

DV被害者についての証明でございますけれども、保護施設から保護証明を出していただく、もしくは、裁判所に保護命令を出していただく、その書類をもって確認させていただいております。

達田委員

非常に重大な事件も起こっている昨今ですので、そういう方がいた場合に、やはり、安全に住まいが確保できて、そして、被害を受けないような方法を適切にとっていただけるようお願いをしております。

重清委員

昨日、委員会が終わって、1時くらいに帰っていたら大雨で、注意報の時は気を付けるのですけれども、昨日のあの大雨と大風、また、海に行ったら、すごい波浪になっているのだけれども、あれで注意報ですか。基準が分からなくて。日和佐に行った時は、時間雨量38ミリちょうどぐらい出ておったのですけれども。雨もすごいし、風がすごいし、ワイパーをしても前が見えない状況で、危ないなと思ったのですが、注意報、警報は出ていない。気象庁の注意報、警報の基準は、一体どうなっているのか。警報が出ても、たいした雨が降らないような時もあるのですけれども。昨日のような場合に、どうして出ないのか。昨日はすごかったですよ。国道も悪い。水たまりで、もうハンドルを取られて取られて。県の道路管理者は、雨の時に一度、現場を見ておいて欲しい。片側は水たまりばかりです。ですから、そこらを1回見て欲しいなど。警報、注意報の出し方について、分かりませんか。気象庁は、国土交通省関係ではないのでしょうか。

森河川振興課長

私も詳しくございませんけれども、气象台から出ます注意報、警報につきましては、そ

れぞれ基準がございます。ただ、昨日の場合を申しますと、私の記憶ですと、確か1時間から2時間ぐらいは、確かに時間20ミリ、30ミリという強い雨がございましたけれども、今のお話は局地的であって、ある程度まとまった雨ではないという想定であり、注意報になったのかなと思っております。ただし、大雨洪水注意報につきましては、確か、昨日6時過ぎから徳島県のほとんどの所を出されておりましたので、ある程度、注意報に相当する基準が出たということで、注意報は出されたけれども、警報の基準には達しなかったということではなかろうかと思っております。

すみません。お答えになるかどうかは分かりませんが、そういうことだと思えます。

### 重清委員

家に着いた3時過ぎには、雨も上がりました。注意報が出ているような状況じゃないし。でも聞いたら、やっぱり南のほうも朝から大雨洪水で強風だったと。子供が登下校しているでしょ。登校している時間帯になると、やっぱりすごく危ないなど。県外でもいろいろと被害が出ておりますけれども、部分的に雨も降るし、きつい風の所もある。昨日はまだ向かい風だったから、運転はできたのです。でも、昨日は横風だったら危ないようなぐらいの暴風雨だったんです。いろいろ注意して工事もしているのに、その辺りきちんとしないと。あんな状況で注意報だったらどうするのかと思うのですけれどもね。さっきの話聞いていたら。今、日本では昔と違って部分的に集中的な雨、ゲリラ豪雨が発生する。これが今の現象でしょ。これは桑野川だって同じ。これは海南町であっても那賀町であっても同じですよ。下では降ってなくても、上では大雨という。その辺り、やっぱり対策をしなければ、河川の工事は危ないですよ。これは。台風で亡くなった方がおりますけれどもこれも一緒ですよ。今いる所では降っていないのですけれども、帰るほう、上のほうでは降って降って。雨はいきなり来ますから。やっぱりそのあたりの注意の喚起をしなければ、注意報も全然出てないけれど大丈夫かなということであれば、行きますよ。でも、これは危ないです。県のほうでも道路関係について、一度、調べておいてくださいよ。水たまりばかりで、あれは運転するにも危ないです。晴れの時には分かりませんが、雨の日に1回車で走ってみてください。よく分かります。どれだけ水がたまっていつているのか。そこの排水の仕方も考えて欲しいと要望をして終わります。

### 寺井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（16時01分）